

- 問1 日本国憲法において、天皇が国政に関する権能を持たずに行う、儀礼的・形式的な行為を何という？
- 問2 通常の法律よりも改正の手続きが厳格に定められている憲法のことを何という？
- 問3 国のあらゆる法の中で最も強い効力を持つため、憲法に反する法律や命令を無効にできる法的な地位を何という？
- 問4 日本国憲法第9条が禁じる戦力には当たらないとする政府見解に基づき、自衛のための必要最小限度の実力組織として運用されている組織を何という？
- 問5 日本国憲法において、政治の最終的な決定権が国民にあるとする原理を何という？
- 問6 日本国憲法第9条において、日本が保持を禁止され、交戦権も認められないとされている軍事力全体を指す言葉を何という？
- 問7 天皇が国事行為として任命し、内閣の首長として行政権を統括する役職を何という？
- 問8 社会の変化に伴い、良好な環境で生活する権利として裁判などで主張されるようになった新しい人権を何という？
- 問9 日本国憲法第9条で、戦争や戦力の保持とともに否定されている、国家が戦争を行う法的権利を何という？
- 問10 大日本帝国憲法において、統治権の総攬者とされたのは誰？
- 問11 第9条で、国際紛争を解決するための手段として放棄を定めたものを何という？
- 問12 日本が自らを守るための必要最小限度の実力組織として保持している組織を何という？
- 問13 国の権力を憲法で縛ることで、国民の権利を守るという考え方を何という？
- 問14 天皇が行う国事行為に対して必要とされる、内閣からの政治的な責任を伴う手続きを何という？
- 問15 法律や条約、政令などが成立したことを国民に広く知らせるために、天皇が行う国事行為を何という？
- 問16 憲法改正の発議後、国民が最終的な賛否を決定するために行われる手続きを何という？
- 問17 公務員などが憲法を守り、尊重しなければならない義務を何という？
- 問18 国家権力の暴走を防ぐために、政治を行う者も法に従わなければならないという考えを何という？
- 問19 法律や行政処分が憲法に違反していないかを裁判所が審査し、判断を下す権利を何という？
- 問20 憲法に反する法律や命令を無効とする、日本国憲法の性質を何という？
- 問21 平和主義を維持するために、国際連合を中心として加盟国が協力して平和を守る仕組みを何という？

答え合わせ・解説

問1	答え 国事行為	国事行為には内閣総理大臣の任命、国会の招集、法律や条約の公布などがあります。これらの行為にはすべて内閣の助言と承認が必要であり、天皇自身が政治的な決定権を持つことはありません。
問2	答え 硬性憲法	硬性憲法とは、法律の改正よりも厳しい手続き（国会での高い賛成割合や国民投票など）を必要とする憲法のことです。これに対し、法律と同じ手続きで簡単に改正できる憲法は「軟性憲法」と呼ばれます。
問3	答え 最高法規	憲法は「最高法規」とされ、すべての法律や命令は憲法に反することができません。この仕組みにより、権力者が憲法を無視して暴走することを防いでいます。憲法そのものを変更するには、通常の法律よりも非常に厳しい手続きが必要です。
問4	答え 自衛隊	警察予備隊を前身とし、現在は陸上・海上・航空の三自衛隊で構成されています。政府の見解では、憲法が禁じる「戦力」とは国際紛争を解決するための手段を指すものであり、自衛隊はあくまで自衛のための最小限の実力として合憲であるとされています。
問5	答え 国民主権	国民主権とは、国家の政治のあり方を最終的に決定する権力（主権）が国民にあるという考えです。日本国憲法では、この原理に基づき、国民が選挙を通じて代表者を選び、間接的に政治に参加する仕組みがとられています。第1条に示される天皇の地位も、この国民の総意に基づいています。
問6	答え 戦力	この条文では、陸海空軍その他の戦力を保持せず、国の交戦権を認めないと規定しています。自衛隊の存在が「戦力」に当たるかどうかが長年議論されてきましたが、政府は必要最小限度の実力組織として合憲であるという見解をとっています。
問7	答え 内閣総理大臣	国会の指名を受けて天皇が任命します。行政の長として内閣を組織し、閣僚の任命権を持ちます。また、国政の基本方針を決定し、国会に対して責任を負う仕組みになっています。
問8	答え 環境権	環境権とは、清潔な空気や水、日照や静穏など、良好な環境を享受し、それを破壊されない権利のことです。憲法に明文規定はありませんが、幸福追求権を根拠として、新たな人権の一つとして議論されています。
問9	答え 交戦権	第9条第2項には「国の交戦権は、これを認めない」と明記されています。これは、日本が戦争状態に入ったとしても、他国を攻撃したり支配したりする権利は行使しないという強力な平和の誓いです。
問10	答え 天皇	大日本帝国憲法では、天皇が「神聖にして侵すべからず」とされる絶対的な主権者でした。天皇は行政権や軍の統帥権などを独占し、政治や軍事の決定権を総攬していました。日本国憲法とは異なり、天皇が国家の主体であるという体制でした。
問11	答え 戦争	第9条は、「戦争の放棄」「戦力の不保持」「交戦権の否認」の三本柱からなります。特に戦争そのものを国権として放棄したことは、世界中の憲法の中でも特異で、日本の平和主義の根幹を成しています。
問12	答え 自衛隊	1954年に発足した自衛隊は、憲法が禁じる「戦力」には該当しない「必要最小限度の実力」であるという政府の見解に基づいています。その任務は、日本の防衛に加え、災害派遣や国際協力など多岐にわたります。
問13	答え 立憲主義	立憲主義は、憲法は国民が権力を制限するために作るもの、という考えです。権力を持つ者が憲法を守る義務を負うことで、国民の自由や権利が守られます。これは、単に法に基づいて統治する「法治主義」とは異なり、法の内容が人権を保障するものであることを強く求めています。
問14	答え 助言と承認	天皇のすべての国事行為には、内閣の助言と承認が必要です。これにより、天皇の行為の結果に対する責任はすべて内閣が負うこととなります。この制度を通じて、日本の政治における責任の所在が明確にされています。
問15	答え 公布	国会で議決された法律や憲法改正の案、内閣が定めた政令などは、天皇によって公布されることで初めて法としての効力を持ちます。これは国事行為の一つであり、天皇が行いますが、内閣の助言と承認が必要です。
問16	答え 国民投票	国会による発議の後、国民に対して提案が示され、投票が行われます。有効投票数の過半数の賛成があれば、憲法改正が承認されます。この手続きは「国民投票」と呼ばれ、日本国憲法下で一度も行われていない歴史的なプロセスです。
問17	答え 憲法尊重擁護義務	憲法第99条により、天皇、摂政、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負っています。これは、公務員が憲法の理念に従って公的な行動をとることを強制するものです。
問18	答え 憲法	これは個人の恣意的な支配を否定し、国民によって制定された憲法によって権力を縛る考えです。政治家も警察も、すべて憲法の下にあるというルールが徹底されています。
問19	答え 違憲審査権	違憲審査権は、国会で作られた法律や行政の行い（行政処分）が、憲法の基本的な人権や平和主義などの理念に反していないかを判断する権利です。この権限はすべての裁判所が持っていますが、最終的にそれが憲法違反かどうかを決める権限は、最高裁判所に与えられています。
問20	答え 最高法規	憲法は「最高法規」であり、これに反する法律、命令、詔勅などは全て無効となります（憲法98条）。これは、国家権力の暴走を止め、国民の権利を確実に守るための防波堤としての役割を憲法が持っているからです。
問21	答え 集団安全保障	集団安全保障とは、ある国が平和を乱す行動をとった際、加盟国全体が協力して経済制裁や軍事力による制裁を行い、平和を回復させる仕組みです。日本はこの枠組みを尊重し、国際協力を推進することを憲法上の理想として掲げています。